第１６３回

愛知県市長会議

平成２７年５月１２日（火）

開催市　安城市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　ホテルグランドティアラ安城

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時１０分

12　写真撮影

13　視　　察

○㈱デンソー技研センター

○安城市歴史博物館

第１６３回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	基幹統計調査に係る広報及び財政措置等について 知多ブロック　提出	4
第２号議案	障害福祉サービスにおける居住地特例の見直しについて 東尾張ブロック　提出	6
第３号議案	特別弔慰金支給事務に係る財政措置について 東三河ブロック　提出	8
第４号議案	不妊治療費に係る助成制度の支援措置について 西尾張ブロック　提出	10
第５号議案	優良企業の市外・県外流出の防止について 西尾張ブロック　提出	12
第６号議案	社会資本整備総合交付金の財政措置について 東三河ブロック　提出	14
第７号議案	市有建築物の天井耐震改修事業について 西三河ブロック　提出	16

第８号議案　学校規模適正化に向けた学校統合に係る教職員の加配について　18
東三河ブロック　提出

第９号議案　排水ポンプ場施設における想定外の修繕に係る財政措置について　20
知多ブロック　提出

第10号議案　放課後子供教室に係る財政措置について　22
知多ブロック　提出

第11号議案　学校施設環境改善交付金制度の拡充について　24
東尾張ブロック　提出

第12号議案　幼稚園就園奨励費補助制度の財政措置について　26
知多ブロック　提出

第１号議案

基幹統計調査に係る広報及び財政措置等について

知多ブロック　提出

国勢調査については、日本国内に住むすべての人と世帯を対象としていることから、市民に認知されており、調査への理解が得られ易い調査であります。しかし、住宅・土地統計調査や経済センサス等の基幹統計調査については、ほとんど認知されていないこと、さらには、調査項目や調査期間の重複による負担から、調査対象者の理解、協力が得られず、統計調査員の業務の遂行に困難をきたしております。

その上、地域住民の個人情報保護の意識の高まりや、共同住宅等の防犯機能の向上等により、調査環境は厳しさを増しており、統計調査員の確保にも大変苦慮しております。

よって、国におかれては、**広く地域住民の基幹統計調査への理解と協力を得るための広報活動の充実及び基幹統計調査の統廃合を含めた調査方法や調査項目の見直し等を実施されるよう要望します。**

また、**質の高い統計調査員を確保するため、調査員報酬等の増額を要望します。**

メ　　モ

第２号議案

障害福祉サービスにおける居住地特例の見直しについて

東尾張ブロック　提出

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」において、障害者の福祉サービスに係る自立支援給付の支給決定は、申請者である障害者の居住地の自治体が行うこととされています。

なお、例外として一定の施設等の入所・入居者については、施設等所在地自治体の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、入所等する前の居住地の自治体が実施主体となる居住地特例が設けられています。

ところが、居住地特例の対象となる施設に介護保険法における介護保険施設、認知症対応型共同生活介護及び特定施設（以下「介護保険施設等」という。）は含まれていないため、障害者が介護保険施設等に入所し、介護保険サービスで支援を賄えない場合は、申請者の居住地の自治体が自立支援給付の実施主体となります。

よって、国におかれては、**自治体の施策として介護保険施設等を拡充させた場合、施設所在地自治体の財政を圧迫することのないよう、自立支援給付の支給決定に係る居住地特例として介護保険法における介護保険施設等も対象とすることを要望します。**

メ　　モ

第３号議案

特別弔慰金支給事務に係る財政措置について

東三河ブロック　提出

戦没者等の遺族に対する１０年に１度の特別弔慰金の支給に係る事務については、支給要件が複雑で申請に必要となる添付書類も多種・多様となり、申請者が高齢であることもあって、窓口となる地方自治体の事務負担は非常に大きなものとなります。

前回（平成１７年度）の特別弔慰金支給時においては、地方自治体が当該事務に必要とする人件費等の経費に見合う国の交付金負担がなく、体制を整えることができなかったため、本来の業務に支障をきたした経緯があります。

よって、国におかれては、**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る地方自治体の人件費等の事務経費に対して、必要十分な財政措置を講じられるよう要望します。**

メ　　モ

第４号議案

不妊治療費に係る助成制度の支援措置について

西尾張ブロック　提出

不妊に悩む夫婦を対象とした一般不妊治療に係る費用については国による補助制度はありませんが、市町村が県の補助制度に上乗せをして費用の一部を補助しております。

一方、都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業については、国から事業に係る費用の１／２が補助されてはいますが、国が定めている助成額は治療に必要な十分な金額ではなく、特定不妊治療を行う人に多大な負担がかかっております。

よって、国におかれては、**不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費に対しても助成制度を創設していただくとともに、特定不妊治療費についても、不妊治療を行う人に対する保険適用又は補助額の引き上げなど、より一層充実した支援措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第５号議案

優良企業の市外・県外流出の防止について

西尾張ブロック　提出

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称「企業立地促進法」）は、地域の特性や強みを生かした企業立地の促進を通して地域産業の活性化を目指すものであり、指定集積業種に該当する事業者が、工場を新増設する場合や事業高度化を図る場合に適用されます。

工場の新増設に伴う土地の確保について、同法に基づく指定集積業種に関しては、愛知県の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」が適用される自治体の場合、市街化調整区域における開発行為及び建築等が認められるとされておりますが、指定集積業種に該当しない企業の場合は認められないため、当該優良企業が事業拡大を計画する際の土地の確保が困難となり、市外への移転を検討する事例が想定されます。

一定地域の産業集積分野の更なる集積を目的とする法の趣旨は理解できますが、現在市内にある優良企業の市外・県外流出は、地方自治体にとって大きな損失であります。

よって、国におかれては、**現在市内で操業している企業の市外・県外流出を防止するため、集積のない産業であっても指定集積業種に加えることができるような特例措置を講じられるよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

社会資本整備総合交付金の財政措置について

東三河ブロック　提出

国は、社会資本整備総合交付金について、経済・地域の活性化を推進する観点から、都市機能の街なかへの集約化や民間投資を喚起する総合的な整備計画に対して重点配分を行うことを考えています。

重点配分を行う趣旨は理解できますが、現在、社会資本整備総合交付金を活用して実施している事業の中には国が示している重点配分の対象とならない事業があり、対象から外れた場合は交付金が十分に配分されないことが懸念されます。

これにより、事業の進捗に大きな影響が出ること、また、事業期間が延長することに伴い、事務費の増加や事業費の借入金に対する金利が生じるなど、費用の増加が予想されます。

よって、国におかれては、**現在社会資本整備総合交付金を活用して実施している事業については、社会資本総合整備計画で掲げた目標達成に資する財政措置を講じられるよう要望します。**

メ　　モ

第７号議案

市有建築物の天井耐震改修事業について

西三河ブロック　提出

平成２５年に国から公共施設の天井の脱落防止のための改修促進を図るべき旨が示され、平成２６年４月からは新築、増改築等の建築物に対し、天井脱落対策基準への適合が義務付けられました。

天井の耐震改修工事は、大空間での作業になるため、大規模な仮設が必要になることや、ホールなどの音響を重視する天井の施設もあり、多額の改修費が必要となります。

ところが、国の社会資本整備総合交付金の補助金額は、耐震改修工事のための調査や設計以外に要する費用に２３％を乗じて得た額の１／２となっており、このため、耐震改修工事を行う都市自治体に多額の負担が生ずる仕組みとなっております。

また、補助金の対象要件として、特定行政庁の勧告・指導を受けたものであることなど、事務手続き面での対応にも苦慮しております。

よって、国におかれては、**社会資本整備総合交付金に係る市有建築物の天井耐震改修事業について、補助金の増額、補助対象の拡大をするよう要望します。**

併せて、**特定行政庁の勧告・指導の撤廃、手続きの簡素化等補助要件の見直しを要望します。**

メ　　モ

第８号議案

学校規模適正化に向けた学校統合に係る教職員の加配について

東三河ブロック　提出

少子化が急激に進行する中、都市自治体においては、児童生徒の教育環境改善を図るために、学校統合など小中学校の規模適正化に向けた取組みを進めています。

学校統合に対する保護者や児童生徒の不安を軽減し、統合後の魅力ある学校づくりに取り組んでいくには、校区の拡大化により通学方法が変わることに伴う安全指導やルール作り、児童生徒へのきめ細かな指導、地域に関わる学習の見直し、行事等を含めた新たな教育活動の工夫などについて、家庭や地域と連携を取りながら対応していくことが必要であり、教職員の人員確保が重要であります。

よって、国におかれては、**学校規模適正化に向けた学校統合に係る教職員の加配について、必要な人員の確保とともに加配期間を延長するなど、より一層の支援措置を要望します。**

メ　　モ

第９号議案

排水ポンプ場施設における想定外の修繕に係る財政措置について

知多ブロック　提出

排水ポンプ場施設の改築・更新については、下水道長寿命化支援制度に基づく国の補助制度がありますが、補助要件として、既存の施設を有効活用し、体系的に長寿命化を図るストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画の策定が必要とされ、点検、調査、維持管理履歴等のデータを踏まえてライフサイクルコストが最小となるよう、計画を立案することとなりました。

そのため、計画策定前の作業から計画に基づいて事業に着手するまでに少なくとも３年程度、事業終了までに４年から６年程度の期間を要するうえ、機器の健全度判定やライフサイクルコストの算出には高い専門性を要することから、業者への委託料など費用面においても負担がかかる状況となっております。

また、近年、局地的な集中豪雨が頻発しており、ポンプの使用頻度が増えてきていることから、予定していた改築時期より早く機能不全となり、想定外の修繕が生じる可能性があります。そのための費用については、国の補助制度がないため、今後、排水ポンプ場施設の下水道長寿命化計画に基づかない想定外の修繕費が増大し、上記の事情と併せ、財政的負担が多大となることが懸念されます。

よって、国におかれては、**排水ポンプ場施設における想定外の修繕に対し、柔軟に対応できるような補助制度になるよう要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

放課後子供教室に係る財政措置について

知多ブロック　提出

「放課後子供教室」の補助率は国が１／３、都道府県が１／３、市町村が１／３となっております。

しかしながら、平成２６年度補助金交付申請に対する市町村への内示額は、交付申請額を下回る金額であり、事業実施に多大の影響を及ぼしています。

また補助金申請について、従来は「放課後子供教室」として月曜から土曜まで実施している事業を一括して申請していましたが、平成２６年度は土曜日実施分については「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」として、平日実施分と分けて申請することを求められました。

補助金制度が細分化されたことにより事務の負担が増加するばかりでなく、土曜日分の事業費を分けて算出することが困難であり、補助金制度が活用できない事例も生じております。

よって、国におかれては、**より使いやすい制度としていただくとともに放課後子供教室に係る補助金について、申請どおり交付されるよう要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

学校施設環境改善交付金制度の拡充について

東尾張ブロック　提出

公立の小中学校等の老朽化や空調設置等に伴う大規模改造工事に対して、工事費の一部が国の学校施設環境改善交付金により補助されます。

しかしながら老朽化による改造の補助対象となる工事は、建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約７０％以上を改造するものであること、事業費が７千万円以上である事業が対象であること等の要件があり、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となりません。

また、快適な学習環境の整備を図る空調設置工事には、多大な費用が必要となりますが、補助率が１／３であるうえ、現在の基準単価では、早期かつ一律的な施設整備の実施は困難な状況です。

よって、国におかれては、**学校施設環境改善交付金の大規模改造事業に係る補助対象要件の緩和及び補助率や基準単価の引上げなど、さらなる制度の拡充を要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

幼稚園就園奨励費補助制度の財政措置について

知多ブロック　提出

幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、都市自治体が実施する幼稚園就園奨励事業について、国は予算の範囲内で経費の一部を補助するとしており、補助率は１／３以内としています。

しかしながら、実際に交付される補助率は２０％台前半となっており、地方自治体に負担がかかっている状況です。

よって、国におかれては、**幼稚園就園奨励費補助金について、補助率どおり１／３を交付するよう要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１６３回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	中　西　　肇
総　務　部　長	平　松　直　巳
市 町 村 課 長	矢　野　浩　二

安城市

安城市議会議長	早　川　建　一

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	久野孝保
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（安城市）　副市長　浜田　実
新井博文

愛知県市長会事務局　事務局長　戸田正彦

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１１年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３２	平成11年10月 4 日	江南市	すいとぴあ江南
１３３	平成12年 4 月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3 日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4 月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5 日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4 月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3 日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5 月 8 日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2 日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5 月 7 日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6 日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市民プラザ プリオⅡ
１５９	平成25年4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル

（注）第１３１回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２